

2025年5月19日

日本
〒100-8919
東京都千代田区
霞が関2-2-1
経済財政政策担当国務大臣
赤澤亮正 殿

赤澤大臣 殿

ACT | App Associationは、日本の技術革新者の国際市場へのアクセスを促進し、競争力を強化することで、彼らに活力を与える貴国の取り組みを高く評価しています。強力かつ公正なデジタル貿易の枠組みは、消費者市場や法人市場においてイノベーションを起こす日本の中小企業の成功に不可欠であり、日本全体における継続的な投資、成長、雇用創出に向け、中小企業は貴殿の支援を必要としています。我々は、APEC貿易担当大臣会合の期間中も含め、米国との相互貿易協定締結に向けた貴殿の継続的な交渉の重要性を認識しています。その取り組みを支援するために、我々はこうした交渉において対処すべき主要な非関税障壁について取り上げます。

App Associationは、世界中のソフトウェア開発やハイテク分野における何千もの中小企業の技術革新者や新興企業を代表しています。¹世界がモバイル技術を採用する中、当協会の会員企業は、職場の生産性を高め、学業の達成を加速させ、人々がより効率的かつ健康的な生活を送れるよう支援することで、グローバルデジタル経済を牽引する革新的な製品やサービスを創出しています。現在、アプリ経済は年間約2,612兆円規模に達し、57万9,000人以上の日本の雇用を支えています。

我々は、日本企業に市場を開放するという貴国の取り組みに勇気づけられており、現在進行中の米国との交渉が、デジタル経済の優先事項に関するより深い連携に結びつく前向きに考えています。貴殿が米国と交渉し、デジタル貿易政策や非関税障壁の撤廃を通じて日本の中小企業の技術革新者を支援する方法を模索し、米国との二国間貿易協定を通じて日本の経済と国家安全保障を支援する中で、我々は貴国に対し、韓国が提案した差別的なデジタルプラットフォーム市場に関する義務化案を再考するよう求めます。この提案は、韓国での投資とイノベーションを強化するという日本の目標、トランプ政権が確立した政策、そしてごく最近のAPEC通商担当大臣会合で貴国が表明した公約にそぐわないものです。

今日の大手キュレーション型オンラインマーケットプレイス（COM）により、零細・中小企業（MSME）は、より低いコストと高い効率性で、広範な市場に公正かつ安全にアクセスすることができます。しかし、日本が制定し、その後施行された特定スマートフォン・ソフトウェア競争促進法（以下「スマートフォン法」とします）は、デジタル経済における成長と競争を目

¹ ACT | The App Association 詳細はこちらをご覧ください。 <http://actonline.org/about>.

指す日本のMSMEに大きな課題をもたらし、現在進行中の米国との貿易交渉において対処すべき重大な貿易障壁となっていることに、我々は留意しています。

2024年6月12日に制定されたスマートフォン法は、欧州連合のデジタル市場法（DMA）をモデルとしていますが、モバイルオペレーティングシステム、アプリストア、検索エンジン、ブラウザなど、スマートフォンで使用される一連のソフトウェアサービスに対し、より限定的に適用されます。特筆すべきは、タブレット端末、PC、その他のインターネット対応機器で利用されるソフトウェアサービスは、同法の適用対象外だということです。同法に基づき、日本の公正取引委員会（JFTC）は、特定ソフトウェアのプロバイダーが月間4,000万人を超える国内のスマートフォン利用者を獲得している場合、当該プロバイダーに対して重大な事前義務を課す権限を有しています。この閾値は、JFTCが慎重に策定したもので、4月にスマートフォン法²で「特定ソフトウェア」に指定されたAppleおよびGoogleという2つの米国企業を指定する一方で、国内の競合他社や、日本で事業を展開する中国のハイテク企業を含むその他の外国企業を除外しています。さらにJFTCは、日本の検索プロバイダーであるYahoo! JAPANを、閾値を超えている証拠があるにもかかわらず、除外する意向を示しているように思われます。

その適用において、スマートフォン法は、慎重に実施されない限り、MSMEがCOMに依存している重要なユーティリティ（データ管理およびプライバシーに関する審査、サイバーセキュリティリスクの軽減、知的財産権に関する紛争解決、障害者アクセス機能のサポートなど）の有効性を大幅に低下させるか、完全に排除するといったさまざまな措置を講じる構えです。特に、スマートフォン法およびこれまでの実施状況について、次のような点が挙げられます。

- 日本の大手企業がトップシェアを占めるゲームアプリストアなどを法規制の対象外とする一方で、米国企業を標的にしているように見受けられる。さらに、日本は中国の競合他社をスマートフォン法の対象外としているため、同競合他社が日本で大きな市場シェアを獲得できる可能性がある。
- アプリストアの管理を禁止し、MSMEのアプリ企業は、マルウェア、フィッシング詐欺、知的財産権侵害の模倣アプリ、ジャンクアプリと並んで自社のソフトウェアを掲載することを余儀なくされ、消費者は新たなセキュリティリスクにさらされる
- 自己優遇を禁止し、たとえ消費者体験が純粋に向上する場合であっても、検索事業者が最も関連性の高いサービスを紹介することを阻止する。これは、より細分化された効率の低い市場をもたらし、イノベーションを妨げ、消費者が最良の選択肢を逃すことになりかねない。

不適切なプラットフォーム規制案を追求し続けることは、現在進行中の交渉において日本を著しく不利な立場に置くことになります。トランプ政権は、特に米国企業を標的にして事業を制限し、米国企業がプラットフォーム上で通常の有益な事業活動に従事することを事実上禁止すると思われるデジタルプラットフォーム規制案に対し、反対の立場を明確にしています。³

さらに、日本におけるデジタルプラットフォーム規制の継続的な追求は、APEC内でごく最近行われた「デジタルの隔たりを埋め、より安全なデジタルエコシステムの構築を含め、デジタル

² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250331_smartphone.html

³ <https://www.chosun.com/english/industry-en/2024/12/19/ZMLPRZXJTBNBJ7NY5PXVVJBH4A/>

トランスフォーメーションの恩恵をすべての人が享受できるようにする」という公約に反しています。⁴日本のデジタルプラットフォーム競争規制は、特に、日本の既存の競争法が、実証された競争上の懸念や危害に対処するように位置付けられているにもかかわらず、APECインターネット及びデジタル経済ロードマップ（AIDER）実施に向けた作業プログラム、とりわけ、デジタル取引における企業と消費者の信頼を強化するという目標を損なうものです。

App Associationの会員企業が主導するデジタル経済への新たな介入に日本が明らかに関与することは、規制と競争に対する日米のアプローチ間の乖離を拡大させ、日米同盟全体を緊張させる可能性があります。日米間のこれまでの強固な貿易関係を考慮すれば、相互措置の可能性は、日本がデジタルプラットフォーム規制へのアプローチを再考する更なる誘因となります。新たな日米相互貿易協定は、COMに依存して成長し、より多くの雇用を創出する日本のデジタル経済のMSMEを保護することで、この乖離を解消することができ、また、解消すべきです。

したがって、我々は（1）日本政府関係者と協力して、スマートフォン法の有害な実施を回避すること、（2）米国との交渉において、無差別、透明性、十分な通知と協議に関する誓約を確保することにより、デジタルプラットフォームなどの新興技術市場へのアクセスとイノベーションを支援することを強く要請します。このような措置を講じることは、日本の新興企業やMSMEを支援し、日本経済の安全保障と競争力を支える上で大きな前進となるとともに、イノベーション促進政策の策定において世界的なリーダーシップを発揮することにもなります。

本件をご検討いただき、また、日本のMSMEの成功を後押しする強力な貿易政策への継続的なご支援に感謝申し上げます。我々の見解を詳しくお伝えし、貴殿の使命を支援する更なる方法を見出せるよう、貴殿とお会いする機会をいただければ幸いです。

敬具、



Morgan Reed（モーガン・リード）
ACT | The App Association

会長
1401 K St NW (Ste 501)
Washington, DC 20005

⁴ <https://www.apec.org/meeting-papers/sectoral-ministerial-meetings/trade/2025-apec-ministers-responsible-for-trade-joint-statement>